

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 4 月 7 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第30号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(確認申請書等の添付図書)</p> <p>第2条 法第6条第1項の確認の申請書又は法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）には、次に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 削除</p> <p>(完了検査申請書等の添付書類)</p> <p>第6条 省令第4条第1項第5号（省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、省令第4条第1項の完了検査申請書（法第18条第16項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）とする。</p>	<p>(確認申請書等の添付図書)</p> <p>第2条 法第6条第1項の確認の申請書又は法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）には、次に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 条例第10条の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(建築物の建築に関する確認の特例)</u></p> <p>第3条 <u>政令第10条第3号ハ及び第4号ハの規則で定める規定は、条例第10条の2第1項（同項の知事が定める基準のうち知事が指定する基準に係る部分に限る。）とする。</u></p> <p>(完了検査申請書等の添付書類)</p> <p>第6条 省令第4条第1項第6号（省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、省令第4条第1項の完了検査申請書（法第18条第16項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正は公布の日から施行する。